

調剤設備器具一覧表（薬局）

イ	液量器	ル	メスピペット
ロ	温度計（100度のもの）	ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー
ハ	水浴	ワ	薬匙
ニ	調剤台		・金属製のもの
ホ	軟膏板		・角製又はこれに類するもの
ヘ	乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒	カ	ロート
ト	はかり	ヨ	調剤に必要な書籍（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものを含む。）
	・感量10ミリigramのもの		・日本薬局方及びその解説に関するもの
	・感量100ミリigramのもの		・薬事関係法規に関するもの
チ	ビーカー		・調剤技術等に関するもの
リ	ふるい器		・当該薬局で取り扱う医薬品の添付文書に関するもの
ヌ	へら		・薬局調剤に関するもの（薬局医薬品製造業の許可を受けている薬局のみ）
	・金属製のもの		
	・角製又はこれに類するもの		

※ ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

試験検査設備器具一覧表（薬局医薬品製造業）

イ	顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回析装置	ヘ	比重計又は振動式密度計
ロ	試験検査台	ト	pH計
ハ	デシケーター	チ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ
ニ	はかり	リ	崩壊度試験器
	・感量1ミリigramのもの	ヌ	融点測定器
ホ	薄層クロマトグラフ装置	ル	試験検査に必要な書籍

※ 次の設備器具について、厚生労働大臣の指定する試験検査機関を利用する。

- ニ はかり ・感量1ミリigramのもの
- ホ 薄層クロマトグラフ装置
- ト pH計
- リ 崩壊度試験器